

水泳及び水泳競技に使用される用器具類に関する公認・推薦規程

(目 的)

第1条 公益財団法人日本水泳連盟、定款第2章第3条の目的を達成するために、水泳及び水泳競技に使用される用器具類が、水泳及び水泳競技の普及並びに競技力向上に資するものであると十分に認められた場合、その商品についての公認・推薦を行うため、本規程を定める。

(公認及び推薦の別)

第2条 本規程における公認及び推薦の別は以下のとおりとする。

(1) 公認

本規程において公認とは、本連盟の競技規則に則った競技会において使用する用器具類に対し、本連盟がその性能が信頼に足りるものであると認めることをいう。

(2) 推薦

本規程において推薦とは、(1)の競技会において使用する用器具類以外の用器具類に対し、本連盟が水泳及び水泳競技の普及に資するものと評価することをいう。

(公認又は推薦の対象となる用器具類)

第3条 公認及び推薦の対象となる用器具類は、以下のとおりとする。

(1) 公認の対象となる用器具類

本連盟の競技規則に則った競技会の運営に不可欠な有形の商品のうち、以下に該当するもの。

- ① 本連盟の競技規則に則った競技会の運営が可能なプール
- ② プールの一部を構成する商品のうち、本連盟の競技規則に則った競技会の運営が可能なプールを構成するために不可欠なもの
- ③ 入水時に使用するもの、水中または水上で使用するもの
- ④ 記録を表示するもの、もしくは計時のために使用するもの
- ⑤ オフィシャルの職務に不可欠なもの、オフィシャルの職務を補助するもの

(2) 推薦の対象となる用器具類

(1)の商品以外のもので、水泳及び水泳競技において使用する有形の商品のうち、以下に該当するもの

- ① プール又はプールの一部を構成する商品
- ② 入水時に使用するもの、水中で使用するもの、水中での動作を補助するもの
- ③ 記録を表示するもの、もしくは計時のために使用するもの

- ④ その他水泳及び水泳競技に関連する商品として本連盟が認めたもの
- 2 本連盟の公認を受けた用器具類を公認商品、本連盟の推薦を受けた用器具類を推薦商品という。

(申請)

- 第4条 商品に対する公認又は推薦を受けようとする者は、下記に定める書類を添え本連盟の定める申請書を提出しなければならない。
- (1) 経歴書(沿革・資本金等が分かる資料)
 - (2) 営業概要(組織・機関等が分かる資料)
 - (3) 法人登記簿謄本
 - (4) 決算書(直近3期分)
 - (5) 当該商品の詳細を説明できるもの(見本、カタログ、設計図、仕様書及び主要パンフレット等)
 - (6) 当該商品の性能検査証明書等
 - (7) PL保険証券写し

(公認又は推薦の審査・決定)

- 第5条 前条の申請があった場合、理事会が前条の申請書に基づき審査し、公認又は推薦の可否を決定する。
- 2 理事会は、以下の考慮要素を基に審査する。
- (1) 商品に対する公認又は推薦を受けようとする者の財政状況
 - (2) 商品の性能・品質
 - (3) その他、提出された資料に基づく一切の事情
- 3 本連盟は、商品の公認又は推薦を受けた者に対し、本連盟所定の公認・推薦証を交付するとともに、同人の商品が本連盟の公認商品又は推薦商品であることを表示することを認める。

(公認料・推薦料)

- 第6条 本連盟は、公認料及び推薦料の基準を別表のとおり定める。
- 2 商品の公認又は推薦を受けた者は、本連盟に対し、別に締結する契約書及び覚書に基づく納入期日までに、公認料又は推薦料を納入しなければならない。

(有効期限及び取り消し)

- 第7条 公認又は推薦期間は、前条第2項の契約書及び覚書を締結してから1年間とする。但し、当該商品の仕様及び設計に変更がない場合は、同一条件で一年間自動更新されるものとし、以後も同様とする。
- 2 商品の公認又は推薦を受けた者は、公認商品又は推薦商品の仕様又は設計に変更が生じた場合は、その都度本連盟に遅滞なく報告するものとする。

- 3 本連盟は、以下の場合、公認又は推薦を取り消すものとする。
- (1) 本連盟が、第5条の考慮要素を踏まえ、公認商品又は推薦商品としての相当性を欠くと判断した場合
 - (2) 本連盟が、商品の公認又は推薦を受けた者において、本規程の目的に反する行為があったと判断した場合
 - (3) 本連盟が、商品の公認又は推薦を受けた者において、本規程、第6条第2項の契約書又は覚書、本規程に関するガイドラインに反する行為があったと判断した場合

(利益相反の管理)

第8条 本連盟及び関係者は、本規程に基づく公認又は推薦に関し生じうる一切の利益相反を、利益相反管理規程に基づき適切に管理する。

(改 廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会の決議により行う。

- 附則
- 1 本規程は、平成27年6月13日より施行する。
 - 2 本規程は、平成28年2月27日より一部改訂施行する。
 - 3 本規程は、令和2年10月24日より一部改訂施行する。
 - 4 本規程は、2024（令和6）年10月12日より一部改定し、2026（令和8）年4月1日より施行する。
 - 5 本規程は、2026（令和8）年3月7日より一部改訂施行する。

別表

公認／推薦	種目	商品種類
公認	共通	プール
公認	共通	プール用可動床システム
公認	共通	プール用床材
公認	競泳	バックルカバー
公認	競泳	レーンロープ
公認	競泳	自動計時審判装置
公認	競泳	半自動装置
公認	競泳	ストップウオッチ
公認	競泳	着脱式スタート台
公認	競泳	着脱式バンク
公認	競泳	バックストロークレッジ
公認	競泳	背泳ぎ用5mフラッグ
公認	競泳	水中ラップカウンター
公認	競泳	審判用ホイッスル
公認	競泳	ビデオ計時装置
公認	飛込	飛板・飛板スタンド
公認	飛込	自動記録・掲示装置
公認	水球	ボール
公認	水球	ゴール
公認	水球	キャップ
公認	水球	コースロープ・フィールドロープ
公認	水球	計時装置
公認	水球	VAR機器
公認	水球	審判台
公認	水球	音声通信機
公認	アーティスティックスイミング	得点記録装置
公認	アーティスティックスイミング	競技記録装置
公認	アーティスティックスイミング	スコアボード制御機器
公認	アーティスティックスイミング	アンプ・ミキシングシステム
公認	アーティスティックスイミング	音楽再生装置
公認	アーティスティックスイミング	デシベル（サウンドレベル）メーター
公認	アーティスティックスイミング	水中スピーカー
公認	アーティスティックスイミング	ストップウオッチ
公認	オープンウォータースイミング	マイクロチップトランスポンダー
公認	オープンウォータースイミング	フィーディングポール（給水竿）
公認	オープンウォータースイミング	タッチ板
公認	オープンウォータースイミング	バイオメディカルセンサー

公認	オープンウォータースイミング	スタートプラットフォーム
公認	オープンウォータースイミング	フィーディング・プラットフォーム
公認	オープンウォータースイミング	ターンブイ
公認	オープンウォータースイミング	自動計測装置
公認	オープンウォータースイミング	中間ゲート
公認		その他の商品
推薦	共通	プール
推薦	共通	練習用水着・スイムウェア
推薦	共通	キャップ
推薦	共通	ゴーグル
推薦	共通	ストップウォッチ
推薦	共通	スポーツタイマー
推薦	共通	プールカバー
推薦	共通	水質検査器
推薦	共通	水温計
推薦	共通	プールクリーナー
推薦	共通	プール用ろ過機
推薦	共通	プール用ボイラー
推薦	共通	プール用照明機器
推薦	共通	水質浄化剤
推薦	共通	プール用タイル
推薦	共通	グレーチング
推薦	競泳	レーンロープ
推薦	競泳	ビート板
推薦	競泳	足ひれ・フィン
推薦	競泳	練習用浮き輪・アームリング
推薦	競泳	プールフロアー
推薦	競泳	着脱式スタート台
推薦	競泳	着脱式バンク
推薦	競泳	バックストロークレッジ
推薦	競泳	背泳ぎ用5mフラッグ
推薦	飛込	飛板・飛板スタンド
推薦	飛込	飛込練習用スパッティング
推薦	水球	ボール
推薦	水球	ゴール
推薦	水球	キャップ
推薦	水球	コースロープ・フィールドロープ
推薦	アーティスティックスイミング	アンプ・ミキシングシステム
推薦	アーティスティックスイミング	音楽再生装置

推薦	アーティスティックスイミング	デシベル（サウンドレベル）メーター
推薦	アーティスティックスイミング	水中スピーカー
推薦	アーティスティックスイミング	ノーズクリップ
推薦	アーティスティックスイミング	プラグ
推薦	オープンウォータースイミング	マイクロチップトランスポンダー
推薦	オープンウォータースイミング	ウェットスーツ
推薦	オープンウォータースイミング	フィーディングポール（給水竿）
推薦	オープンウォータースイミング	ターン・ディレクション・ゴールラインブイ
推薦	オープンウォータースイミング	ポンツーン
推薦	オープンウォータースイミング	練習用安全浮き具
推薦	オープンウォータースイミング	ノーズクリップ
推薦	オープンウォータースイミング	耳栓
推薦	日本泳法	水干
推薦		その他の商品